平成２６年（フ）第１６８号
広島市西区己斐西町17番７号
債務者　桂田宏太郎
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８２号
広島市安佐北区真亀４丁目４番47―402号
債務者　住田須磨子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１５号
広島県東広島市西条町御薗宇5034―４―205、住民票上の住所広島県東広島市西条町下三永730番地360
債務者　クレシェンテこと　幸本久美子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷脇　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１号
広島市東区東蟹屋町４番２―405号　桑原ビル
債務者　吉良　浩明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６６号
大分市富士見が丘東３丁目11番13号
債務者　村上　惠一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千野　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２５年（フ）第４０２号
最後の住所地高知市横浜730番地
債務者　亡山本恭介相続財産
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７号
石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ムの17番地
債務者　鈴木由希子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１１７号
大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ601号
債務者　碓井　滋大（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２０号
大阪市淀川区三津屋南２丁目10番15―401号
債務者　青木　隆生（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０９号
大阪府東大阪市三島３丁目14番16号　村崎文化２階北端
債務者　北川　顕一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３０号
大阪府寝屋川市木田町29番21号
債務者　吉井　美城（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５４号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目１番20号　トリム南茨木２号館101号
債務者　村脇　弥生
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８２号
大阪市北区黒崎町６番８―702号
債務者　山崎　幸治
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８６号
大阪市都島区都島北通２丁目１番27号
債務者　島田　郁斗
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８５号
大阪市東淀川区東中島２丁目23番２―601号
債務者　松浦　邦夫
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８９９号
大阪市城東区森之宮１丁目１番612号
債務者　富髙　靖之
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部